

奨学金の返還を 支援します！



1. 対象者

次のすべてに該当するかた。ただし、国家公務員又は地方公務員のかた（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む）は対象外

- ・奨学金の貸与を受けて、大学、専修学校及び高等専門学校等に進学し、卒業したかた
- ・労働契約に基づき就業しているかた又は個人で農業その他事業を営んでいるかた（事業専従者を含む）
- ・申請時において本町に住所があり、引き続き5年以上居住する意思のあるかた
- ・40歳未満のかた
- ・卒業後に奨学金の返還を開始しており、滞納がないかた
- ・申請者及び申請者の属する世帯員に町税の滞納がないかた
- ・他の奨学金返還支援を利用していないかた

2. 対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- ・板倉町奨学金貸与に関する条例（平成4年板倉町条例第18号）に基づき、板倉町が貸与する奨学金
- ・国又は地方公共団体が貸与する奨学金

3. 補助金額

- ・補助金の交付を申請する年度の前年度に返還した奨学金の2分の1の額とし、上限は15万円（年額）とする。（繰上返還分及び滞納繰越分は対象外）
- ※補助金の交付の対象となる期間は5年間となります。

4. 申請期間

- ・令和7年9月1日から12月28日まで

【申請・お問合せ先】 ※申請初年度に限り、申請前に必ずお問合せください。

板倉町役場企画財政課 企画調整係
〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682-1

電話 0276-82-6125（直通） メール k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp



町HPはこちら